



## 4-2. 名義書換え

(1) 名義書換え（振替株式以外）

(a) 名義書換請求（3-2(1)・3-3(1)）

株式取得者（譲受人等）が請求（会社 133 I） 例外：会社 132

	原則	例外
株券不発行会社	株式取得者が名簿上の株主（またはその一般承継人）と共同で（会社 133 II）	株式取得者が単独で請求できる場合として、会社則 22 I ①～⑪
株券発行会社	株式取得者が株券を提示して単独で（会社 133 II ・会社則 22 II ①）	株式取得者が株券を提示せず単独で請求できる場合として、会社則 22 II ②～⑥

(b) 名義書換未了株主

最判昭和 30・10・20 民集 9-11-1657

「商法二〇六条一項 [会社 130] …によれば、…株式の移転は、取得者の氏名及び住所を株主名簿に記載しなければ会社には対抗できないが、会社からは右移転のあつたことを主張することは妨げない法意と解するを相当とする。」

(c) 譲渡制限株式

承認を受けていない場合（会社 134）——譲渡の効力（2-2(3)）

(d)名義書換えの不当拒絶

**事例 4-a** 名義書換えの不当拒絶 [テキスト Case3-4]

株券発行会社 Y の株主 A から株式を譲り受けた X は、Y 会社に対して当該株式に係る株券を提示して名義書換えを請求したが、Y 会社は、A が一緒に請求してこなければ譲渡が本当になされたか確認できないとして、名義書換えを拒絶した。そうこうしているうちに、Y 会社の株主総会が開催されたが、Y 会社は名義株主である A に対して株主総会の招集通知を発し、X の総会への出席は認めなかった。

**最判昭 41・7・28 民集 20-6-1251**

「思うに、正当の事由なくして株式の名義書換請求を拒絶した会社は、その書換のないことを理由としてその譲渡を否認し得ないのであり…、従つて、このような場合には、会社は株式譲受人を株主として取り扱うことを要し、株主名簿上に株主として記載されている譲渡人を株主として取り扱うことを得ない。そして、この理は会社が過失により株式譲受人から名義書換請求があつたのにかかわらず、その書換をしなかつたときにおいても、同様であると解すべきである。」

X の出席を認めなかったことは違法→会社 831 I ①

(2)振替株式の名義書換えと権利行使

(a)名義書換の方法

総株主通知（社債株式振替 151）→株主名簿に記載・記録（社債株式振替 152）

(b)株主の権利行使

基準日を定めて行使される権利（剰余金の配当、議決権等）＝株主名簿（会社 130）

⇔少数株主権等＝個別株主通知（社債株式振替 154）

#### 4-3.株式の相続

(1)相続の過程 (→「民法Ⅵb (相続)」)

**事例 4-b** 株式の相続 1

Y 会社の全株式 22 株のうち、15 株を A が保有し、7 株を M が保有していたが、A が死亡した。A には妻はなく、B～D の 3 人の子がいる。B～D は、上記の 15 株について、Y 会社の株主総会で議決権を行使したい。

①死亡、②共同相続なら遺産共有 (民 898・899)、③相続の承認や放棄、④遺産分割

(2)名義書換え——会社 130「譲渡」

(3)譲渡制限と相続人等に対する売渡しの請求

定款による譲渡制限 (2-2) ——相続の場合? (会社 134④参照)

→相続人等に対する売渡請求 (会社 174～177)

(4)遺産分割前の相続株式の権利行使

遺産共有 (民 898・899)

→権利行使者 (会社 106 本。会社からの通知について会社 126ⅢⅣ)

最判昭和 53・4・14 民集 32-3-601 (有限会社の事例)

## 権利行使者の指定

## 最判平 9・1・28 判時 1599-139

「[有限会社の] 持分の準共有者間において権利行使者を定めるに当たっては、持分の価格に従いその過半数をもってこれを決することができるものと解するのが相当である。けだし、準共有者の全員が一致しなければ権利行使者を指定することができないとすると、準共有者のうちの一人でも反対すれば全員の社員権の行使が不可能となるのみならず、会社の運営にも支障を来すおそれがあり、会社の事務処理の便宜を考慮して設けられた右規定の趣旨にも反する結果となるからである。」

## 事例 4-c 株式の相続 2

事例 4-b で B～D は A から相続した 15 株について権利行使者を定めなかったが、Y 会社は株主総会で B が権利行使することを認めた。

会社 106 但→B は、15 株全部について、C・D の意思に反して権利行使できる？

## 最判平 27・2・19 民集 69-1-25

「会社法 106 条本文は、…共有に属する株式の権利の行使の方法について、民法の共有に関する規定に対する「特別の定め」（同法 264 条ただし書）を設けたものと解される。その上で、会社法 106 条ただし書は、「ただし、株式会社が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りでない。」と規定しているのであって、これは、その文言に照らすと、株式会社が当該同意をした場合には、共有に属する株式についての権利の行使の方法に関する特別の定めである同条本文の規定の適用が排除されることを定めたものと解される。そうすると、共有に属する株式について会社法 106 条本文の規定に基づく指定及び通知を欠いたまま当該株式についての権利が行使された場合において、当該権利の行使が民法の共有に関する規定に従ったものでないときは、株式会社が同条ただし書の同意をしても、当該権利の行使は、適法となるものではないと解するのが相当である。

そして、共有に属する株式についての議決権の行使は、当該議決権の行使をもって直ちに株式を処分し、又は株式の内容を変更することになるなど特段の事情のない限り、株式の管理に関する行為として、民法 252 条本文により、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決せられるものと解するのが相当である。」

会社 106 但→民法の共有に関する規定に従う（民 252 本文）